

令和7年11月27日（木）

北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに関する有識者会議 資料2

第1回会議で頂いたご意見と反映状況について

構成員のご意見・提案の市行動計画(素案)への反映

項目	ご意見・提案	市計画(素案)への反映	
		主な記載内容	頁
情報共有	○ 情報共有システムが機能できるように整える必要がある。	○ G-MISが機能するよう、県と連携して医療機関へ確実な入力 を要請する。 ○ 県独自の入院調整システムの活用について県と調整する。	第3部 第8章医療 P109
	○ 関係機関が相互に情報共有し、繋がりを強くする必要がある。	○ 北九州市感染症対策連絡会等の開催や関係機関のメーリング リストの活用により、感染症情報の共有体制を整備する。 ○ 福岡県感染症対策連携協議会を活用し、医療提供体制の整備 を図る。	第3部 第2章情報収集・ 分析 P56 第3部 第1章実施体制 P47
DX	○ いかに効率化(DX)をするかという 部分に重点を置く必要がある。	○ DXの推進を複数の対策項目に共通する重要な視点として位置 づけ、感染症危機対応に備えて、DXの推進を明記。 ○ ローコード開発プラットフォーム等のICTシステムを導入し データの集約・分析・共有を効率化する。	第2部 第2章横断的視点 P36 第3部 第11章保健 P134
	○ 様々な情報を集計して解析できる 体制を早く整備していく必要がある。	○ 国の感染症インテリジェンス体制強化による分析結果を活用す るとともに地域の実情に応じた情報収集・分析を実施。	第3部 第2章情報収集・ 分析 P57

項目	ご意見・提案	市計画(素案)への反映	
		主な記載内容	頁
物資 確保/配分 予算措置	○ 物資の確保について情報共有ができれば適切な配分が可能ではないか。	○ G-MISにより物資の需給状況を把握(県行動計画を引用して記載)する。 ○ 必要な物資が不足するとき、関係機関が備蓄する物資等を互いに融通する。	第3部 第8章医療 P114 第12章物資 P148
	○ 人や場所、モノの確保等の予算措置をタイムリーに行ってほしい。	○ 国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて対策に要する財源を確保し、適切に予算措置を講ずる。	第3部 第1章実施体制 P53
ワクチン 供給 接種体制の 整備	○ ワクチン特性に応じた供給体制の構築が必要である。	○ 国からのワクチン管理や輸送の手法等の情報提供を踏まえ、接種体制の構築を行う。	第3部 第7章ワクチン P97～p98
	○ ワクチンの打ち手として、歯科医も参加できる枠組みが必要である。	○ 医療従事者が不足する場合、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請を検討する。	
	○ 職域接種については、行政と連携をとりながら、今後も協力したい。	○ 商工会議所等と連携し、中小企業を含む幅広い事業者の職域接種の実施を支援する。	

項目	ご意見・提案	市計画(素案)への反映	
		主な記載内容	頁
医療機関間の連携・役割分担	○ 患者受入れ病院と後方支援病院との連携が明確になればよい。	○ 県予防計画等に基づき、地域の医療機関等の役割分担を明確化し医療提供体制を整備する。(県行動計画を引用して記載) ○ 後方支援体制について、適切に役割分担が図られるよう、県と連携して調整する。	第8章医療 P104、P106～ P107
	○ 医療従事者が足りない状況があり相互にサポートできる体制が必要。 ○ 病院で、医師会の協力により一緒に患者を診ることも考えられる。	○ 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、県からの要請に応じて、医療人材を医療機関等に派遣する。(県行動計画を引用して記載) ○ 平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。(県行動計画を引用して記載)	
福祉施設感染対策	○ 平時からの感染対策が重要。 ○ 急性期の感染対策部門との連携も重要。 ○ 他施設からの支援の早期での対応が必要。	○ 高齢者施設等に対し、関係部署と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。 ○ 高齢者施設等において、医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保する。(県行動計画を引用して記載)	第4章情報提供・共有、リスクコミュニケーション P68 第8章医療 P107

項目	ご意見・提案	市計画(素案)への反映	
		主な記載内容	頁
人権配慮・差別偏見防止対策	○ 感染対策と個人の行動や経済活動の自由を両立する観点が大事。	○ 特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の生活に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。 ○ まん延防止対策を講ずる際は、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。	第2部 第1章基本的人権 P23 第3部 第6章まん延防止 85ページ
	○ 医療従事者や、予防接種の有無での差別や偏見への配慮が必要。	○ 感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないものであり、啓発に取り組むとともに、相談窓口を周知する。	第3部 第4章情報提供・共有、リスクコミュニケーション P71
		○ 接種の有無による差別や不利益取扱いの防止、個人情報の適正管理を徹底する。	第3部 第7章ワクチン P99
多言語対応	○ 外国人にも適切な情報が行きわたるような取組が必要。	○ 外国人等へ理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。 ○ 各種媒体を利用し、可能な限り多言語での継続的かつ適時の分かりやすい情報提供・共有を行う。	第3部 第4章情報提供 P68～P69

項目	ご意見・提案	市計画(素案)への反映	
		主な記載内容	頁
労働環境 改善	○ 職員が疲弊しないような観点での対応が必要。	○ 対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。	第3部 第1章実施体制 P52
		○ 保健所等職員の休暇の確保や交替勤務等の体制構築が重要であり、職員のきめ細かな労務管理を行う。	第3部 第11章保健 P132、P139
		○ ICTの活用や外部委託、県等による業務の一元化等により業務の効率化を推進する。	
検査体制の 安全性・ 精度確保	○ PCR検査に従事する職員の安全・安心と検査精度の確保が必要。	○ 平時から検査の精度管理や、検査に従事する者の安全性の確保に取組み有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための準備を行う。	第3部 第10章検査 P124
水際対策	○ 状況変化に応じた段階的な水際対策が必要。	○ 新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況の変化を踏まえ、検疫所との連携を継続する。	第3部 第5章水際対策 P76、79
	○ 関係機関との情報共有体制が重要。	○ 関門港感染症危機管理対策会議等へ参加し、検疫所との連携を強化する。 ○ 検疫所が実施する訓練や研修会等へ参加し、関係機関間の相互協力について理解促進を図る。	
行政・企業 連携	○ 行政と連携しながら、企業に対し感染対策のアナウンスが可能。	○ 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場の感染防止対策の実施を要請する。 ○ 事業継続に資する情報を、商工会議所等と連携し、事業者に提供する。	第3部 第13章市民生活 及び市民経済の 安定の確保 P156～157